

居宅介護支援重要事項説明書

事業者名 特定非営利活動法人たすけあい平田

事業所名 NPO法人たすけあい平田

1. 担当する介護支援専門員

氏 名 _____

連絡先 出雲市西代町1032-4 (0853-62-0257)

2. 事業所・法人の概要

事業所名	NPO法人たすけあい平田
所在地	出雲市西代町1032-4
連絡先	Tel 0853-62-0257 Fax 0853-62-0258
営業日	平日8:30～17:30（日曜、国民の祝日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日は休日。但し、必要に応じて営業致します）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提要実施地域	出雲市
法人種別	特定非営利活動法人
代表者	理事長 熊谷 美和子
法人の行うほかの業務	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援・移送サービス・居宅介護・たすけあい制度・移送サービス認定講習・デイサービス・介護予防A型デイサービス

3. 従業員

職種	職務内容	人員数
管理者	事業の統括及び業務の一元的な管理	1名
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成および変更	2名（常勤換算1.2名）
事務員等	庶務及び会計事務	1名

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険の理念に基づき、利用者が自立した生活を送れるよう、介護相談、介護計画の作成の支援を行います。
-------	--

運営方針	(1) 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、可能な限り居宅において、その人の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮します。 (2) 自治体、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携につとめます。 (3) 利用者の選択により、多様で良質なサービスが受けられるよう、また特定の事業者に不当に偏することのないよう、公平、中立、総合的かつ効率的に介護計画を作成します。
------	---

5. 居宅介護サービス計画の内容

内 容	(1) 内容及び手続きの説明を行い、同意を得てから介護支援を開始します。 (2) 市内における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択を求められるようにします。 (3) 利用者の抱える問題を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、解決すべき課題を把握します。 (4) (3) の課題を把握するために、利用者及びその家族に面接し、意向を把握し、十分説明して理解を得ます。 (5) サービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、居宅サービス計画の原案を作成し、同意を得ます。
-----	--

6. サービスの利用料

内 容	金額	説明	支払い方法
サービス計画の作成料	無料	計画の作成料は、全て保険から支払われます。	—
本契約の解約料	無料	契約の解約料はいただきません。	—
申請代行料	無料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。	—

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

7. 秘密保持とサービス担当者会議等に使用する個人情報の範囲

利用者及び家族に関する秘密（プライバシー）は何よりも優先して保護します。利用者および家族に関する個人情報を使用する場合は、同意を得た上で下記の対象者に対して必要最小限の情報を提供させていただきます。

(1) 情報提供する対象者

- ・利用者の主治の医師
- ・サービス提供を行う事業所の担当者

(2) 使用する個人情報

- ・認定調査票（基本調査79項目及び特記事項）、主治医意見書、要介護認定結果その他要介護認定に関わる必要最低限の情報
- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他居宅介護支援に関わる必要最低限の情報

8. 虐待の防止

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 三木 由美子

(2) 人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。

(3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するため、指針の整備、研修を実施します。

(4) サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者による虐待を受けたと思われ 利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(5) 成年後見制度の利用を支援します。利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

9. ハラスメントの防止

(1) 当事業所は、職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が、事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 複数事業所等の紹介等

利用者は介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について、説明を求めることができます。

11. 担当介護支援専門員の氏名及び連絡先の公表

病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

12. 事故等発生時の対応

利用者に事故等緊急事態が発生した場合には、発見者は直ちに主治の医師、家族又は親戚等へ連絡するとともに、必要に応じて関係機関へ連絡を行います。事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。賠償すべき事故の場合には、損害賠償を法人加入の保険の範囲内で行います。

13. 業務継続計画（BCP）の策定等について

感染症や非常災害の発生時において業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修および訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

感染症の予防については事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。

感染症の発生、蔓延、再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。

また、衛生管理については、従業者は定期的に健康診断を行い、健康管理、清潔の保持に努め、事務所の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。

14. サービスの苦情相談窓口

- (1) 提供したサービスに関する苦情又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情や相談にすみやかに対応します。

＜本事業所への相談・問い合わせ・苦情等は、下記へお願いします＞

NPO法人たすけあい平田 苦情相談窓口	連絡先 0853-62-0257 担当者 大谷 浩子
------------------------	-------------------------------

NPO法人たすけあい平田 第三者委員	川瀬 英 功 金 森	出雲市小津町183番地 出雲市多久谷町別所下1401番地
-----------------------	---------------	---------------------------------

○介護保険サービスの苦情について

出雲市役所高齢者福祉課	連絡先 0853-21-6972
島根県国民健康保険団体連合会	連絡先 0852-21-2811

○要介護認定の不服申し立てなどについて

島根県介護保険審査会事務局	連絡先 0852-22-6695
島根県高齢者福祉課	連絡先 0852-25-2011

15. 第三者評価について

第三者評価については、受けていません。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面及び契約書に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所 所在地 出雲市西代町1032-4
名 称 特定非営利活動法人たすけあい平田
理事長 熊谷 美和子 印

事業所 名 称 NPO法人たすけあい平田

説明者 氏 名

私は、本書面及び契約書により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所
氏 名 印

利用者家族 続 柄
又は代理人 又は関係
住 所
氏 名 印